

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会
第19回歴史的風土部会及び第4回明日香村小委員会合同会議

平成26年12月25日

【事務局】 それでは時間になりました。大変長らくお待たせいたしました。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会、第19回歴史的風土部会及び第4回明日香村小委員会の合同会議を開催させていただきます。

私、事務局を務めさせていただきます総務課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、カメラ撮りは冒頭から議事に入るまでに限らせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

西村委員、山田委員は遅れていらっしゃいますが、ご参加される予定でございます。

なお座席表で紹介、替えさせていただきました荒井臨時委員の代理で奈良県副知事にいらっしゃっていただいています。ほかにご出席者の紹介は省略させていただきます。

本日、歴史的風土部会の委員出席につきましては12名、明日香村小委員会の委員出席につきましては9名でありまして、それぞれ定足数に達しておりますので、歴史的風土部会及び明日香村小委員会ともに成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日お手元にお配りしております資料のご確認をお願いしたいというふうに思います。お手元の配布資料一覧というのをご覧いただければと思います。

配布資料一覧、何枚目かにあると思います。資料1から始まりまして資料番号は小番号もございますが6-3まででございます。

参考資料が1から始まりまして3-2まででございます。以上資料をお配りしておりますので不足等がございましたらあとでも結構ですので、お申し出いただければと存じます。よろしくお願いしたいと思います。大部の資料で恐縮でございます。

それでは引き続き議事のほうに進みたいというふうに思います。

これからの議事進行は、上村部会長にお願いしたいと存じます。上村部会長よろしくお願いいたします。

なお、ご発言いただく際には目の前にございますマイクのスイッチをオンにいただきまして、ご発言の終了後はスイッチをオフにいただきますようお願いいたします。

では上村部会長、よろしくお願い致します。

【部会長兼委員長】 皆様こんにちは。上村でございます。年末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は歴史的風土部会及び明日香村小委員会の合同会議として、事前に事務局より送付いただきました、明日香村小委員会としての報告案

並びに歴史的風土部会としての報告案を審議することがポイントでございます。

今年の2月27日に国土交通大臣より社会資本整備審議会会長に対して、明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか、の諮問をいただきました。

審議会長より都市計画・歴史的風土分科会に付託されまして、分科会長より当部会に付託されました。その後諮問事項を審議するため、明日香村小委員会を当部会に設置をいたしまして、これまで3回にわたり議論を行ってきたところでございます。

本日席上に配布しております、明日香村小委員会報告案は前回の小委員会で各委員の先生方からいただいた様々なご意見を踏まえて修正いたしましたものを、11月18日から12月1日までパブリックコメントにかけまして、そこで寄せられました意見を踏まえて修正をいたしまして、事務局にてまとめていただいたものでございます。

なお、歴史的風土部会報告案につきましては、明日香村小委員会報告案と同一にしたいと考えておりますので、資料のほうは同一でございますので省略しております。

ではパブリックコメントに寄せられました意見や、明日香村小委員会報告案などを、事務局から資料の説明のほうをお願いいたします。

【事務局】 では事務局のほうから資料の説明をさせていただきます。お手元の資料の資料番号3番から5-2まで、一通り説明のほうさせていただきます。

まず右肩に資料3と振っている、A41枚の資料をご覧くださいませでしょうか。

今日は小委員会の最後ということでもありますけれども、3月10日の部会から時間も経っていることもございますので、ちょっと振り返りも含めて説明のほうさせていただきます。

審議事項及び審議経過ということでございまして、3月10日開催の分科会におきまして明日香村小委員会を設置して審議をするということが、ご了承いただいたわけでございますけれども、主な審議事項といたしまして大きく3点ございました。

まず1点目が1つ目の丸でございますけれども、明日香村に関するこれまでの取組みを評価し、課題を整理するといったことございまして、こちらについては現在動かしております第4次整備計画の進捗でございますとか、明日香村交付金の成果なんかをまとめていくということ。

そういった成果を踏まえて2つ目の丸でございますけれども、当面取り組むべき施策のあり方を平成31年度までの計画期間を目途としてまとめていくということ。

それと加えまして3つ目の丸がポイントでございますけれども、将来的な取組みのあり方に向けても、今後の議論の方向性を議論していくということでございまして、平成32年度以降の中長期的な課題についてもこの審議会の中で議論をするということでありました。

そういった主な審議事項を議論するためにこれまで審議を行ってきたわけでございますけれども、真ん中の段、表の中の上から5つ目のところに、平成26年5月15日ということで第1回の小委員会を明日香村におきまして開催をさせていただきました。このときに

は現地の視察を行いまして、これまでの取組みの評価、課題等の整理についてご審議をいただきました。

また第2回といたしまして7月14日、こちら本省のほうで行ったわけでございますけれども、当面の取組み、将来的な取組み、両方についてご議論いただき、また今回まとめていただく報告の骨子の案につきまして、ご審議をいただいたところでございます。

第3回につきましては、10月20日に開催しました。報告案についてご審議をいただいております。

そういった審議を踏まえまして、まとまった報告案について、11月18日から12月1日までの間、パブリックコメントをかけまして、こちらについては第3回小委員会で委員の先生方からいただいた様々なご意見を踏まえ、修正したものをパブリックコメントにかけさせていただいております。

最後一番下になりますけれども本日ということでございます。歴史的風土部会と小委員会の合同会議ということございまして、先ほど述べたパブリックコメントで寄せられた意見を踏まえて修正したものを、今日ご審議いただきたいというふうに思っております。

部会の報告並びに小委員会報告としておまとめいただくことを予定をしているということでございます。

資料4のほうをご覧ください。A4横の複数枚の資料になります。こちらパブリックコメントの概要及びこれに対する対応、ということでございます。先ほど申しましたとおり、11月18日から12月1日までの14日間、パブリックコメントを行いました。

意見の提出総数については9通ということで、その内容については次のページです。1ページをお開きいただければと思います。9通ではございますけれども、件数としては合計28件の意見をいただいたということございまして、大きく2つの分類をしております。

1つ目が(1)にありますとおり、報告案の個別の内容に関わるご意見。こちらを20件いただいている。また、報告案全般に関する感想ですとか賛同を示していただいたもの、また今後の具体の施策展開についてのご意見等について8件いただいたということございまして、具体には次の2ページから個別にご説明をしていきたいというふうに思います。

こちら小委員会報告の内容に関するご意見に対する見解・対応ということございまして、報告案の項目に沿って整理したものでございます。

ここから併せまして資料5-1報告案本体と、また資料5-1の別紙ということで新旧対照表を付けてございますので、併せてご覧のほういただければというふうに思います。

まず、2ポツ目のところのこれまでの取組みの評価・課題というところございまして、一番下の段、2)第4次明日香村整備計画に基づく取組みの進捗状況ということございまして。

こちらについては5ページ7行目ということでありまして、資料5-1の報告案のほうを併せてご覧いただければというふうに思います。

それと資料5-1の別紙でございますと、1ページ目の左側の欄、そちらも併せてご覧

ただければというふうに思います。

「市街化調整区域における規制緩和3地区について、周辺の状況との調和などの条件が付け加えられて行われたはずであるが、開発が求められて単純に規制緩和を行ったように聞こえるので違和感がある。」というご意見を頂戴しております。

こちらについては一番分かりやすいのは、この資料5-1の別添と書いたもので比較していただければと思いますけれども、左側に載せていますとおり、もともと規制緩和を単に実施したというように読めるような内容でもございましたので、今回指摘を踏まえまして、実態としても集落単位の景観計画を前提とした条例に基づく、そういったものを踏まえて集落の景観と調和した新しい住宅が建築されたというふうに記載のほうを修正をさせていただきます。というのが見解・対応等ということでございます。

続いて、資料4の3ページ目をご覧ください。3ポツの、当面取り組むべき施策のあり方ということでございます。(2)の当面の施策のあり方についてご意見いただいております。

まず1点目でございますけれども、報告案のほうです。「世界基準に準じた」は「世界基準」がどのようなものかがよく分からないので、文中で補足を入れてほしい。」というご意見をいただいております。

こちらにつきましては、報告案のほうを見ていただければと思いますけれども、8ページ目の3行目ということで。今回修正として、「外国人にも理解されるような明日香の価値の見せ方、発信方法を工夫する」ということで修正をさせていただきます。

こちら、ちょっとまた資料が煩雑でございますけれども、資料5-1の別紙のほうを見ていただければと思いますけれども、もともと明日香村に関する統一的な情報発信を行うという観点から、歴史のストーリーでございますとか、人物を活用した、そういった見せ方を工夫すべきだということで、その発信をするにあたっては国際的な観点も含めて、という意味で世界基準に準じたような見せ方をしっかりやっていくべきだということで書いてたんですけれども、ご意見としてはこの「世界基準」という言葉がぱっと聞いただけではよく分からないということでしたので、より分かるように、先ほど申しましたとおり、その発信の方法等について、見せ方について、「外国人にも理解されるような明日香の価値の見せ方、発信方法を工夫する」ということで、明確に整理をし直したということでございます。

続いて2点目のご意見でございます。「生活道路の整備に重点を置きつつ、飛鳥駅から車道に沿って思い切った広い自転車道・歩道やポケットパーク、トイレの整備、及びパークアンドライドの導入の検討も必要。」というご意見をいただきました。

こちらについては報告案、資料5-1の8ページの7行目から9行目をご覧くださいというふうに思いますが、こちらについても前回、前々回とご意見を委員の先生方からもいただいております。

超小型モビリティやレンタサイクルの活用に向け、観光情報を得ながら楽しく周遊ができるよう、自転車道・歩道の安全性や機能を高めつつ、ポケットパークやトイレ等の休憩施設の整備などを検討していくこととしているということでございまして、既にそういった

趣旨については記載をしているところがございますので、原文を維持という形で対応させていただきますというふうに思っております。

3点目でございます。「農の再生には、観光農園など若者が農に関わるきっかけができる場の提供も今後の課題と思う。」というご意見をいただいております。

こちらについては、報告案の8ページ15行目、16行目併せてご覧いただければと思います。それとまた恐縮でございますけれども、資料5-1の別紙のほう、2ページのほうも併せてご覧いただければと思います。

こちらについては、資料5-1の別紙の左側になりますけれども、もともと郷土づくりや農作業などの体験メニューの充実でございますとか、明日香村の歴史・遺跡・風習などの話を聞くことができる、農家民泊や教育旅行を推進ということは書いておたわけでございますけれども、若者を対象にといったような観点とかというのは余り記載されておられませんので、今回、国内外の中高生などがということを追記をしましてより明確化をしたわけでございます。そういった形で今回一部修正を図ってございます。

続きまして資料4のほうに戻りまして、資料4の4ページ、4ポツの将来的な取組みのあり方に向けた今後の議論の方向性についてご意見をいただいております。

まず1つ目の明日香村の将来像の部分につきまして、2つご意見をいただいております。

まず1点目でございますけれども、「明日香村を議論する際には、飛鳥時代とその遺跡、昭和40年代の風景の保存の2つの視点で議論しがちである。しかし、明日香村の形は江戸時代の門前町から昭和にかけて少しずつ発展してきたと考えるべきであり、その時間軸から今後のまちづくりのあり方を考えていくと、広がりが出る。」というご意見をいただいております。

こちらについては資料5-1の報告案になりますけれども1ページ目、資料5-1の1ページ目のところに記載をしておりますとおり、明日香村の歴史的風土というものは、農林業等の地域の産業をはじめとする村民の日常的生活の中で保存され育まれてきたものだというところがございますだとか、10ページ目の11行目からにありますように、村民が暮らす場として、農業や祭祀などこれまで受け継がれてきた生活を再認識し、村民自身が誇りと自覚を持って生き生きと暮らせるビジョンを持つことが必要だとしているということで、そのような観点は盛り込み済み、記載済みということでございまして、原文を維持という形で対応させていただきます。

次に2点目でございます。「厳しい規制の継続は観光客には感動を与えるが、住民の生活を息苦しくしている。どこを厳かに守りどこを発展させるのかを明確にし、例えば飛鳥駅を中心とした玄関口は規制を緩和し、ホテルや店舗等の立地を促すことも検討すべき。」というご意見をいただいております。

飛鳥駅を中心とした玄関口につきましては、現在、観光来訪客を迎える拠点としまして、総合案内施設や農産物直売所、また最近では超小型モビリティのレンタル施設の発着ですとかそういったものを設置しているということでございますし、またこの報告案の中の1

0 ページのところにも記載してありますとおり、歴史的風土保存のための土地利用規制のあり方というものは、将来の方向性の中で今後継続して議論を進めるということでありまして、具体的内容については今後継続的に議論が進められるということでもありますので、そういった両方の観点から、ここについては原文を維持という形で対応させていただきたいというふうに思っております。

続きまして（２）の将来的な取組みの基本的方向性ということでございます。

まず1点目のご意見としまして、「明日香村は古代史の舞台であるとともに、郷愁を感じる風景が広がっているということで、村中心部で遺構の復元整備等を行うについては、意義を明確に慎重に行ってほしい。」ということで、どちらかと言ったらその風景を守るという観点からのご意見でございます。

それについての対応としましては、報告案の11ページの18行目から19行目に記載しておりますとおり、飛鳥宮跡の中心部につきましては、現地でスケール感を体感できる歴史展示の実現に向け、引き続き整備に向けた検討を進めるべきということで記載をしております。また、具体的な進め方についてはこういったご意見を踏まえながら、継続的に議論されるということになると思っておりますので、原文を維持という形で整理をさせていただきます。

続きまして、「高松塚壁画館及び模写壁画は、歴史展示の重要な役割を担うべきものであるため、現在も行われている古墳壁画の保存管理・公開に関する検討に際して、検討の対象として加えるべきではないか。」というご意見いただいております。

こちらにつきましては、報告案の11ページの20行目の部分から書いておりますとおり、高松塚古墳壁画については、壁画修理後の古墳現地の扱いや壁画・石室の当分の間の保存管理・公開の方法、場所等については、引き続き検討を行うことが必要ということで出されておりました。その議論を踏まえつつ今後検討を進めるべきということで整理をさせていただきます。具体的な進め方については今後、こういった観点を含めて継続的に議論が進められるであろうというふうに考えておりますので、原文を維持ということで整理をさせていただきます。

続きまして資料4、5ページのほうになります。上から1つ目、古都の買入地に関するご意見なんですけれども、「積極的な利活用や場合によっては売却や交換分合などの有効活用も検討できないか。」というご意見ございました。

こちらにつきましては、報告案の11ページ目の32行目からにも記載しておりますけれども、古都の買入地の維持管理及び活用については、ご指摘の内容も踏まえながら、今後また継続的に議論をしていくということでもございますし、古都全般に関わる問題として、明日香村の特殊性を考慮した上で検討を進めるということで記載をしております。そのような観点も含めて盛り込んでいるところでもありますので、原文を維持ということでさせていただきますというふうに思っております。

続きまして上から2点目でございますが、前回もご議論いただきました、森林についてでございます。「広葉樹を中心とした森林に転換する際には、歴史的景観も考慮しつつ検討し

ていくことになるのではないか。」というご意見をいただきました。

今回、報告案の11ページ35行目から記載しておりますけれども、第3回目での審査のご意見も踏まえまして、明日香村に相応しい姿となるよう検討を進めるべきということで既に記載しておりますので、そういった観点も含めて、具体の進め方については今後継続的に議論がなされるというふうに考えておりますので、原文を維持というふうにさせていただきます。

続きまして上から3つ目、飛鳥に関する児童・生徒への教育やPTAへの周知・啓発ということでございまして、そういった教育が保全や発展という観点の両輪で飛鳥は将来とも守られていくということでご意見をいただいております。

報告案の中でも12ページ23行目から記載しておりますとおり、子どもたちへの教育について記載をしておりますので、地域学を推進する中で住民としての誇りや愛着を育て、将来の担い手確保につなげるという視点を盛り込んでいるところでございますので、原文を維持という形で対応させていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、「空き家対策もあるが、どのような人が明日香村でどのような生活を送り、理想的な村となっていくのかというイメージがほしい。」というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、報告案の12ページ28行目からになりますけれども、農業や観光業だけじゃない多様な産業に従事しながら、村の担い手が暮らし育つという観点でございますとか、36行目からありますとおり、その明日香ならではの住まい方を外部に向けて発信していくということでございまして、そのような観点を含めて盛り込んでいるところでありますので、原文を維持という形にさせていただきたいと思っております。

続きまして資料4の6ページでございます。その他のご意見ということでございまして。大きく2つございます。

まず1点目、報告案にご賛同いただいたということなんですけれども、5年間の取組みがきちんとレビューされているということでございますとか、委員会の議論でも今までなかったような議論がされていて大変今後に期待が持てるというご意見をいただいております。

また、今後の取組みの方向性について、大変網羅的に取りまとめられていると。具体的な取組みの実施について大いに期待したいというご意見をいただいております。

また、大きな2つ目でございますけれども、今後の施策展開にあたって、具体の進め方について参考にするということでございますけれども、4つほどいただいておりますが、2つ目なんか代表で紹介させていただきますと、村中心部における遺構の復元についてはその過程について積極的に公表して、その遺跡の整備等について、しっかり見せながら市民の関心を得るように努力すべきだというご意見なんかをいただいております。

ということでございまして、今回合計で28件のご意見、総計9通のご意見いただいておりますけれども、このような形で対応をしたいということで、事務局として整理をさせていただきます。

続けて資料の5-2でございますが、こちらについては先ほど修正をした今回の報告案の概要ということでございまして、前回は参考でお付けをしておりましたけれども、1枚にまとめた概要版でございます。審議のご参考に付けさせていただきます。事務局からの説明は以上となります。

【部会長兼委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、ご意見やご質問がございましたら、どなたからでも結構でございますのでご発言のほうお願いいたします。

なお、今日いただきました意見を踏まえまして、もし簡単な修正でございましたら本日この場で修正文を済ませたいと思っております。もし大幅な何か修正がございましたら、そのときはちょっと少し考えたいと思っておりますけれども。

それでは、どなたからでも結構でございますので、ご意見やご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

【A委員】 軽微な修正です。「世界基準に準じた」というところを、「外国人に理解されるように」というのはとても分かりやすい修正の仕方ですけれども、この後ろに「内容の充実」という言葉があります。それがなくなってしまうわけです。

国語的に考えると、外国人にも理解されるような見せ方や発信方法を工夫することが求められるだけになるので、そうすると「国際的な観点を含め」は要らなくなります。

ですから、もし修正するとすれば、「国際的な観点を含めた内容の充実、外国人にも理解されるような明日香の価値の見せ方、発信方法を工夫することが求められる」というような修正ではいかがでございますでしょうか。

【部会長兼委員長】 ありがとうございます。8ページですよ。8ページの上から3行目から4行目にかけてというところでの修正で、「国際的な観点も含めた内容の充実」。

【A委員】 「内容の充実」という言葉が前文にはあって、パブリックコメント後には削られていますので、もし「国際的な観点を含め」という言葉を生かすのであれば。

そうでないと「国際的な観点を含め」というのと、「外国人にも理解されるように」というのが、ダブルになってしまうような気がします。

【部会長兼委員長】 確かにおっしゃるようだと思いますけれども。そういう修正でよろしゅうございますね。そのほうが意味が通じると思います。

【事務局】 そのようにさせていただきます。

【部会長兼委員長】 ありがとうございます。「世界基準」というのがしっかりあるわけでも、しっかりあるというか、文面であるわけでもありませんのでね。ではそういうふうに修正をさせていただきたいと思っております。それ以外で何かご意見ございますか。

私のほうから1つだけ気になったところがあってお聞きをしたいんですけど。資料4の6ページの、明日香村小委員会報告(案)を受けた施策展開にあたっての参考意見のところの丸の1番なんですけど、「運用益が低いとあるが、株式等のリスク資産に対する運用を積極的に行っていないからではないか」というような。ちょっとこれは私中身がよく分からない

いところがあるんですけど、このご意見自体がちょっと陳腐なんじゃないかな。そういった運用基金っていうのは、こういったご意見が出るようなものなのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

【事務局】 明日香村の整備基金につきましては、今国で24億円、県で6億円、村のほうで1億円ということで、合計31億円の基金を積み立ててそちらの運用を図ることで、その運用益を明日香村の整備に使っているわけでありまして。

その運用の仕方については要綱でしっかりと決められてございまして。いわゆる国債だとか地方債だとかという固い運用をするようにということで記載がされております。

その中でも当然、少しでも運用益が出るように明日香村のほうで工夫をさせていただいてやっけてはいるところではありますけれども、リスク資産そのものをどうしていくというのは、制度から外れてくるかなというのが現状ではございます。

【部会長兼委員長】 ぜひそういうことができない規則になっているということ、このご質問のあった方、ご意見あった方には返してあげていただければと思います。

【B委員】 資料5-1の8ページの16行目なんですけど、こちらのパブリックコメントを受けて、「国内外の中高生などが」となっておりますが、「中高生」と限定してしまうと、小学生、児童、生徒がどうなんだってこともありまして。

だからもう少し幅広く表現できないかなと思っております。小学生でも十分興味を持つような活動とか社会見学的なことができると思っておりますので。何とかうまく工夫して、「児童、生徒」。まあこれ、「など」になっているので、これに含まれると言われればそれまでなんですけど、ぜひ小学生にも興味を持っていただきたいので、いかがなものかと思っております。

【部会長兼委員長】 ありがとうございます。そうですね。確かに限定するよりも、もう少しイメージが広がるほうが。最近は幼児なんかキャラクターなんかで親しんで、子どもの頃から興味を持っていただくほうがいいと思っておりますので。これも少し、どういうふうにしましょうか。「中高生」ではなくて、もう少し、どなたかいい表現をお考えくださる方は……。

【事務局】 よろしければ「小中高生など」にしますか。あるいは「国内外の児童などが」でもよろしいですけれども。いかがでしょうか。

【部会長兼委員長】 「児童や小中高生」ぐらい幅広くいきますかね。

【A委員】 「児童」は小学生だけで、「生徒」からが中学生以降の言い方です。ですから「児童・生徒」にすると中・高校生が入る。

【事務局】 であれば、「国内外の児童・生徒などが」にしますか。

【部会長兼委員長】 そうですね。

【事務局】 はい承知しました。

【部会長兼委員長】 そういうふうに修正させていただきます。ありがとうございます。それ以外にございますでしょうか。

【C委員】 資料4の説明いただいたところで、私も事前に送っていただいた資料を見ていて、これ大事だなと思っていたのですが。最後の参考資料でもご説明いただいた、「遺構整

備を積極的に公開してはどうか」というところですが、私もちょっと大事かなと。というのは平城京の大極殿の復元事業のときにずっと公開をされていて、すごく評判よかったですよね。

今まで、遺跡の整備には余りそういうことやっていないのです。先週のことですが、実物展示している奈良市の宮跡庭園が傷んできて、修理にかかっています。素屋根をかけてかなり大がかりに修理を始めたんです。これはいけるなと思って、公開するように強調して帰ってきたのですが、奈良市の方ではやってくれるようです。

発掘だけではなく、発掘に基づいて整備している過程を上手に公開するというのはすごくインパクトがあるんじゃないかと思うんですよね。

大幅な修正にならないように一言二言、文言が入れられるところがないかなと思って見ていたんですが、ちょっと適当なところがないんです。もし可能であればどこかへお願いしたいですね。将来的な取組みのところかな。

【部会長兼委員長】 そうですね。復元の過程についてですよ、特にね。復元の、その復元の際のプロセスもですね。

【C委員】 啓発の項目もありましたね。国民啓発の辺りに一言二言入れるんでしょうかね。遺跡発掘調査の実施の成果を公表したりあるいは整備過程を公表し、国民に知らせるとかなんかそんなような一言二言を。

【事務局】 遺跡の整備ということでございましたら、まず当面の取組みとしては7ページの上の1)のところ、こちらのほうが第4次計画に基づいた内容でありますけれども、「国家基盤が形成された地に相応しい歴史的展示の推進」ということで、今後の4次計画の柱の1つ目ということでありますので、こういったところがございますだとか、あとは将来的な取組みということであれば11ページの(2)の1)の17行目、18行目のところからですね。そういったところが歴史展示、遺跡の整備ということでは対象になってくると思います。

【C委員】 なるほど、今のご指摘の7ページの13行目のところに、ちょっとそれに関わる文章ありますね。ここへ一言入れていただいたらどうでしょうか。

【部会長兼委員長】 そうですね。

【C委員】 「方法が」のあとですか、「それを公表する」というような文言をね。

【事務局】 では、7ページの13行目のところに、「その過程について積極的に公表するなど」ということで文言のほう、追加をさせていただきます。

【部会長兼委員長】 ここがいいですね、7ページのね。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

【D委員】 パブリックコメントに関するものでなくてもいいんでしょうか。

報告案をもう1回読ませていただいて、よく分からないところがありました。

7ページ目の31行目のところ「集落営農の企業化」ということが書いてあるんですが、これは何なんだろうなと思って。集落営農を企業化するというのはいまひとつイメージが

湧いてこない。企業の参入というのは分かるんですが。集落営農は集落でまとまってやるので、それをまた企業化するっていうのがいまひとつ分かりませんでした。

それからもう1つは、さっきの中高生の下のところなんですけど、8ページの18行目、19行目ですか。「伝統芸能や神事の素晴らしさを体感できるトレイルウォーキング」というのが出てきます。トレイルウォーキングは山を歩いて回るイメージがあって、そこでどうやって伝統芸能や神事を体感できるのかと思いました。伝統芸能や神事を体感することは別のときにやって、トレイルウォーキングはまた別にあるのかなというふうに思いました。これが一緒になっているので少し変に感じました。

それからもう1つ、これはたぶん単純なミスだと思うんですが。11ページの上から1行目「歴史・歴史物（モノ）・体験をトータルさせた」、これ歴史物（ブツ）ですか。

【事務局】 歴史物（ブツ）ですね。

【D委員】 僕は歴史物語のモノかなと思ったんですが。歴史物（ブツ）ですか。歴史物（ブツ）っていうのは遺跡のことをさすのでしょいうか。以上のところがもう1回読ませていただいて気になりました。

【部会長兼委員長】 3点ご指摘ありましたけれども。まず「集落営農の企業化」というのは確かに、集落営農でいいわけですよ。

【E委員】

現在、集落営農として地域の大字の方々がみんなで新しい農産物の生産に取り組んでいます。それをより事業として動かしていくために法人化していきたいので、「法人化」に修正で良いと思います。

【部会長兼委員長】 必ずしも企業じゃなくて法人のことを言うと。いろんな法人が今ありますからね。

【事務局】 「法人化」という形で修正させていただきます。

【部会長兼委員長】 2つ目の8ページのトレイルウォーキングですね、これは周遊性みたいなのが言いたかったというようなことかなとも思うんですけども。

確かに伝統芸能と神事というのはトレイルというのと違うのかなという。明日香の場合には少し歩きながら、少し回遊性というふうなことでこういう言葉になるのかなと思うんですけども。これはいかがでしょうかね。

【事務局】 ここについては、どちらかというと奥飛鳥のほうの稲淵のほうとか栢森だとか、そういったところをイメージして書かせていただいております、綱掛神事の話だとかそういったものを想定しながら、自然の体験も含め、こういった伝承芸能だとかそういうのも触れ合えるような、そういったことを意識した書きぶりにはしていたところではありました。

【部会長兼委員長】 先生、いかがですか。

私のイメージとしては、恐らく明日香の場合の伝統芸能・神事というのは、もう少し時代が進んだところにおける伝統芸能みたいな、じっと座って見るというよりは、なんかこう自

然の中と一体化したようなそういう種類の伝統芸能や神事というような、少し牧歌的な感じなので、周遊性のウォーキングとイメージがだぶったかなと思っているんですけども。違和感ございますか、やっぱり。

【D委員】 そうですね、どっちかという伝統芸能とか神事は年に数回ぐらいしか行われない。トレイルウォーキングというのはたぶん日曜日に山の中を自然を体感しながら歩いて回るというような、イメージをどうしても持ってしまう。では、同時に体感できるトレイルウォーキングってどんな形態なのかイメージが湧いてこなかっただけの話なんですけれども。

【部会長兼委員長】 もう少し日本語でいきますか。

【D委員】 体感できる、参加できる形態と自然を楽しむ活動を別に分けたほうがいいのかな。トレイルウォーキング自体は奥飛鳥の自然を楽しんでもらい、。伝統文化や神事は地域住民と一体的に楽しむ。そのほうがすっきりする気がします。

【部会長兼委員長】 分けましょうかね。「伝統芸能や神事の素晴らしさを体験、参加し、また周辺のトレイルウォーキングを推進する」というふうに、こう文章を2つに分けましょうかね。イメージがダブらないように。

「体感、参加ができ」、でいったん切って。そしてまた「豊かな自然などをトレイルウォーキングすることを推進するべきである」というふうに文章を2つに分けて、こっちの言葉がトレイルウォーキングにかからないようにしますかね。

【事務局】 一案としまして、「伝承芸能や神事の素晴らしさの体験、参加やトレイルウォーキングを推進すべきである」という形で分けて整理をするだとか、そういった形でもよろしいでしょうか。

【部会長兼委員長】 それともう1つございましたね。歴史物（モノ）のではなくて歴史物（ブツ）ということで。歴史物（ブツ）というのもちょっと違いますね。

【事務局】 ここは、奈良県の第4次計画の柱でもある7ページの2行目のところにも書いてあるんですけども。歴史展示のあり方基本方針っていうところに記載があって、そこから参考にさせていただいたような気もするんですけど。歴史物（ブツ）という、そういう考え方とかは特になかったんでしょうか。

【C委員】 人を動かして、歴史物語をというの知事がおっしゃっていることです。モノだけではあかんというふうにおっしゃっていた。

【F委員】 そうですね、思い出しましたわ。モノはあかと。

【D委員】 私も物語のカタリが抜けているのかなと思って。

【C委員】 物語かもしれないですね。

【F委員】 単に歴史と歴史物語とに分けてというふうになんか記憶してます。

【C委員】 確かそんなイメージですね。

【部会長兼委員長】 歴史は事実で物語は違う。

【事務局】 すみません、お手元に紙ファイルで前回までの資料を入れてあるんですけど

も。第1回明日香村小委員会という資料を開いていただければと思うんですけども。そちらの参考資料15になります。

「明日香における歴史展示等のあり方基本方針」ということで、平成22年3月に奈良県さんのほうで出していただいたものになりますけれども。

例えば3ページの真ん中のところ、「明日香においては歴史物（ブツ）の展示はあっても歴史の展示は不十分であると言えます」ということで。遺跡としてのモノはあるんだけど、ストーリーというか歴史のそういったものがちょっと足りないんじゃないかということまでこういう使い方をしてございました。

【F委員】 さっきおっしゃっていただいたように、ストーリーのことを指して言っている。

【部会長兼委員長】 そういうことなんですね。歴史物（ブツ）の展示はあっても歴史の展示が不十分であると言えますと。

【F委員】 事実とそれから物語とかストーリーと、実際的な体験という言い方で。

【部会長兼委員長】 その上に明日香には歴史物（ブツ）が多数残っていますという、その記述がただ取られたということですよ。そのときの歴史物（ブツ）というのはモノのほうですね。それを指して歴史物（ブツ）が多数残っていますを指しているわけですね。ということは歴史物（ブツ）という言い方はなさっておられるということですよ。

【F委員】 今資料出してもらってるんですけど、基本方針のほうにもはっきり特に言い方としては飛鳥資料館のところに歴史物（ブツ）という言い方をされていて、歴史物（ブツ）の総合展示施設という位置付けをしまして、この中で歴史物（ブツ）という言い方。読み方としては歴史物（ブツ）です。

だから明日香側における出土品等の歴史物（ブツ）という言い方ですね。モノの言うてるときは物語にやっぱりなる。

【部会長兼委員長】 全体の文脈から見てみたいと思うんですけども、10ページの38行目から「また、日本の東アジアの原点であることなど明日香村全体の歴史的価値を表現するシナリオ、ブランディング、ストーリーづくりが必要で、歴史・歴史物（ブツ）・体験をトータルさせた視点に基づく取組みが求められる。」と全体の文脈でいくと、歴史物（ブツ）ということでもいいわけですよ。

歴史物（ブツ）だけではいけないとなっていて、体験をというふうに言っておられるわけなんです。

【C委員】 これ今見ると、この「あり方検討会」のメンバーに私が入っているのですね。責任を感じますが、全然記憶がなくて。

参考資料15の3ページのところに最初にその言葉が出てきますが、かぎ括弧をしていますね。だからこのときの造語ですね。歴史物（ブツ）という言葉ははじめてですね。歴史物（ブツ）の意味は、出土品だとかモノ、モノ自体だけで歴史を語っちゃだめだと。それをもっと人とも絡めて、要するに生きた歴史を展示しましょうというのがこの基本的な考え方のコンセプトだったのですね。

そういうモノとしての歴史遺産を歴史物（ブツ）という言葉にこのときしたのですね、ちょっと記憶にないのですが。

【事務局】 それともう1点捕捉させていただきますと、今の資料の12ページのところで、今後の明日香における歴史展示について、一番下のところに大きく3つ大きな施設がありますけれども、万葉文化館では歴史の総合展示をしていきましょう。また飛鳥資料館では歴史物（ブツ）の総合展示をしていきましょう。キトラ公園、国営公園のキトラ古墳地区になりますけれども、歴史そのものを体験学習するということで、機能を分けてそれぞれ連携してやっていきましょうということで、そういう意味もこめてこちらの報告のほうに整理をさせていただいていたということで。

【C委員】 歴史物（ブツ）という言葉そのままストレートに使う、ずっと通じる言葉かどうかということですね。ちょっと私も自信ないです。

【F委員】 難しいところで、ここに突然歴史物（ブツ）を持ってくると、先ほどのうちのほうの計画内でたくさん申し上げた中で使った言葉ですので、トータルとしてこの中で書いている歴史物（ブツ）か歴史物（モノ）かということが分かりやすいとは思いますが。ここに突然歴史物（ブツ）ということが出てくると、やっぱりおっしゃるように違和感があると思うんですよね。

ですので、もしもこの言葉を使いたいのであれば少し説明があるんじゃないかな、ここでは。あえてこれを歴史物（ブツ）というのをに入れていくのか、先ほどお話しにもありました歴史の物語、ストーリーの前文にもありますとおりの言葉を入れるとしたら歴史物（モノ）なのかどうかというのは非常に判別しにくい単語になってしまっているんじゃないかなという実感がします。

【C委員】 そこへ形容詞で、出土品などの歴史物（ブツ）というふうに入れてしまったら。「歴史史料・出土品など歴史物（ブツ）」と言ってしまうと誤解はないかも分かりませんが。ちょっと文言の問題なので俄かに私も思いつかないですけど。

【A委員】 ちょっとその前に、この文章のその前からおかしいので修正をさせていただきます。

「シナリオ、ブランディング」のあとに、またそこにシナリオとありながら「ストーリーづくり」っていうのがあって、それは何を基にしたシナリオやブランディングかという主体が書かれていないんですね。

ですからたぶん、「シナリオ、ブランディングが必要で」にして、ここにはストーリーという言葉は入らずにそのあとに、「歴史・明日香に所在する」とか、「明日香に多数残された歴史物をストーリー化した体験をトータルに」にしてはいかがでしょうか。

また、そのあとの「体験をトータルさせた視点」っていうのが変なので、「ストーリー化したトータルな取組みが求められる」としてはどうでしょうか。少し飾りが多くなり過ぎていて、シナリオとかストーリーとかがダブルになっています。

ただ、今「ストーリー化する」という言葉は文化庁でも今年から評価されたりもしていま

すので、歴史と、もしその歴史物（ブツ）を生かすのであれば、「明日香に多数所在する歴史物（ブツ）をストーリー化した」、というような言葉を入れるといいのかなという感じがします。

【B委員】 この文章読み出したらきりがなくて。

頭ですね、「また、日本の東アジアの原点であることなど」というのは日本語としていかなものかと思うんですが。要するにこの10ページの38行目から11ページの1、2行目にかかるこの行は、一度ばらして組み直したほうがいいんじゃないかと思います。

恐らくこういうことなんでしょうってことは分かるんですね。東アジア文化、歴史の中で大きく東アジア文化っていうことで見ると、日本がそこに加わった最初の歴史的な証拠が認められるから、この地でもって日本は東アジアの仲間入りをしたみたいなきつと言いたいんだろうなと思うんですけども。「日本の東アジアの原点」というのが二重になっちゃって。

やはり児童、生徒にちゃんと教育をするためには、私たちが日本語をちゃんと使いこなさなければいけないし、この時代日本語というものをきちんと組み立てていって完成させた明日香の先祖たちに申し訳ないので、いったんばらして、2つの意味合いにしてもいいかなと思います。

そうしますと無理やり主語から述語を最後に持ってくるという3行でまとめようとするから途中でいろいろ変になってくるので、いったん文章を区切るということも分かりやすくなる方法かなと思いました。よろしく願いいたします。

【部会長兼委員長】 ありがとうございます。文言の問題はありますけれども、意味合いとしましては、こういった歴史的価値を表現するような、もう少し今までとは違う、歴史を俯瞰した1つのブランディングなりシナリオが必要であるというような意味合いにおきましては、皆様ご意見としてはよろしゅうございますか。

ちょっともう一度ここで全部もういっぺん主語述語からいくとこんがらがりますので、もう一度ちょっと名文を。その意味合いを壊さないで。

そして歴史物（ブツ）というのはどうしましょう。もう歴史物（ブツ）という言い方を、先生おっしゃったような注釈付きにしましょうかね。

【C委員】 先ほどのご指摘いただいた参考資料15の文章のところで言っているのは、掘り出された土器のかけらや木簡などの遺物とそれから遺構、それから宮殿跡や寺院跡などの遺跡、これを言っているのです。これをまとめて明日香にある歴史物（ブツ）。

だから遺物、遺構、遺跡これをまとめて歴史物（ブツ）とこういうふうにはここでは表現していますので、もうそう言ってしまうかですね。ちょっとそれは工夫していただいて。

【部会長兼委員長】 そうですね。そういうふうにしたほうが分かりやすいかもしれませんですね。遺物、遺構、遺跡と。それは称して歴史物（ブツ）というふうにおっしゃっているわけですから。じゃあそういうふうには歴史物（ブツ）をしっかりと入れて修正いたしましょうか。

【事務局】 修正をさせていただいて、また確認をいただきたいと思います。

【部会長兼委員長】 時間が押してまいりましたけれども、あと。

【G委員】 まず全般的に明日香村という、我が国にとって特別なところであるということ意識した、よくまとまった報告だというように思います。小委員会の皆様本当にご苦労様でしたとまず申し上げておきたいと思います。

それで2点ほど気になったところを申し上げますけれども、もし小委員会で十分議論してこうなっているということであれば、無視していただいて結構です。

1つは、8ページ目のウ)の住みたくなる村づくりというところの第2パラグラフのところで、「子どもたちが明日香村の歴史・文化を」というところのくだりに、最後に「ガイド経験などを通じて明日香村の価値を発信できる人間関係調整能力を養うことが望まれる」って書いてあるんですけど、まず「人間関係調整能力」っていうのは何のことを言っているのかという話と、もしコミュニケーション能力ということなのであれば、これは特に明日香村に限らず全般的に今の子どもたちや大学生も含めて非常にそういうことを強くやっているとところであるので、ただやっぱりガイド経験のようなことが得られるというのは、明日香村の大きな特徴の1つでもあると思いますので、もし修文するとすれば、「ガイド経験などを通じて明日香村の価値を発信できる機会を有効に利用することが望まれる」ぐらいで私はよろしいんじゃないかなというように思いました。それが1点目です。

それから2点目は一番最後の、13ページの5)の「歴史的風土と調和した生活環境基盤の整備」というところ です。

ここも書いてあることには全く異論はございませんけれども、第2パラグラフは実はほとんど書いてあることが、生活環境基盤というよりはむしろ観光を意図したバーチャル体験の展開とか、ようは情報通信の基盤整備のことを書きたいんだろうなと思うので、むしろ観光にもこういうことが使えるっていうのは、観光のところにこういうことをきっちり書かれて、ここはもう「観光にも使えるんだけれども、基本的な生活インフラとしての情報基盤を整備していきましょう」というようなニュアンスで私は、そちらのほうがむしろよく伝わるのかなと思いました。以上2点でございます。

【部会長兼委員長】 ありがとうございます。「人間関係調整能力」、どうでしょうね。

【E委員】 これは国交省さんと議論したわけでもなんでもなく、私の押しつけのところがありますので、私のほうからご説明を申し上げます。

1つ基本的な話として、子どもの人数がかなり少なく、20代になったら村外へ出て行ってしまふ。そこで、村民ができるだけ誇りを持って暮らしましょうという状況をつくりたいので、地域に誇りを持った子どもを育てたい。その手法として、6年生になったら観光ガイドとして、石舞台とか主要な施設で明日香のことを説明するというのを始めています。その活動を表していただいたもんだろうな、というのが1つ。

それともう1つは、明日香村はもともと地縁性が強い地域です。コミュニケーション能力でも結構ですけども。現代では、人間関係調整能力が欠けてる人が非常に多いと思われま

す。、村で生活をするためには、その能力を強く持つ人間を育てていこうという意識は強く、できればそういう能力を持ちましょうと主張しているのもであって、手段として使いましょいうという意味合いで表現しているわけではないですから、先ほどおっしゃっていた表現は弱すぎると思います。

【G委員】 今のようなご説明があれば非常に納得できますけれども。

文部科学省の言う人間関係調整能力という単語は私は個人的にはちょっといかがなものかと思うので、そこはもう少し、もし修正できるものなら修正していただければと思います。

【E委員】 しつこく言って申し訳ないですけど、OECDのほうの評価項目の3つのうちの1つの単語なので、別にそこはこだわりません。ただ、先ほど言ったような趣旨は残してほしい。

それともう1点、2つ目の話なんですけれども。ここに関しては新しい住み方みたいなものを今後考えていかなければならない。今回都市局のほうでこの辺明確に、検討を今後していかなあかんよということを書いていたのは非常にありがたいと思っております。

確かにWi-Fiとか光ケーブルの話っていうのは、観光的な側面が強いように見えますが、実は光ケーブルのほうで一番欠けてるのは、明日香で若い方が住むときに最低限の基盤ができないというところがあります。Wi-Fiだと観光的要素が大きいですけども、光ケーブルは観光的要素っていうよりは生活基盤要素です。

光ケーブル化ができない最大の理由は、明日香村は木の電柱が最優先されていて、光ケーブルが載せられないからです。よって、その辺は生活基盤としてご理解いただければと思います。

【G委員】 ここのところは私の趣旨は、生活基盤としての情報インフラはきっちり書き込んで、観光のところにも書いたらどうですかという、そういう趣旨でございます。

【部会長兼委員長】 両方ですね。はい分かりました。じゃあこれは両方に書き込むということをお願いします。

それから先ほどの「人間関係調整能力」、大事なことだと実感もっておりますけれども、あえて別に、普通の子どもたちの「これからの価値を発信できる人」というようなことでも、この場面では別にいいかなとも思いますけれども。ほかの先生方は如何でしょうか。実感がこもった言葉だとは思いますが。なかなかいろいろ苦勞するところではございますよね。

どうでしょう、これは。この言葉を残すかどうかっていうのは。「コミュニケーション力」というようなことでもよろしゅうございますか。

【B委員】 これ、ただ「能力」でもいいんじゃないかなと思ったんですよね。

実際、今の子どもたち、子どもだけでなく大人もそうなんですけれども、人間って表現力と発想力と発信力があるとかなり人とうまくやっていけるんですね。表現力を持つと自信にもつながりますし、それらを全部含めて、贅沢言うようですが、本当はいろんな能力を持って自信を持って育ててほしいなとは思っていますので。

「発信できる能力」でもいいし、「表現力」でもいいし、「人間関係調整能力」だとかえっ

でコミュニケーション能力で人と相対したときの自分っていう限定した場になりますよね。そうじゃなくて本当は、不特定多数の相手への発信力っていうのもとっても大事なので、さらっといくなら「能力」で、しつこくいくんだったら、もうちょっといろいろ細かく付け加えて、「表現力」、「発信力」、「発想力」、「表現能力」でもいいのか。

【部会長兼委員長】 そうですね。その辺はあんまり調整ばかりする教育も困るので「能力」と。ちゃんと自己主張するところもしていただきたいと思いますので。あえてここでは普通の「能力」というようなことにさせていただきます。よろしゅうございますか。これが大事なことは間違いございませんですけども、この場ではということで。

【A委員】 何点もすいません。今、G委員が住みたくなる村づくりとおっしゃったので、5ページのほうの「住みたくなる村づくり」のほうについての修正意見です。

単純に、軽微です。段落を上下逆にしませんかというご提案です。「住みたくなる村づくり」と言いながらいきなり1行目に「空き家」、「空き家」、「空き家」と3つも出てくるんですね。「空き家バンクシステム」。最初から住みたくなる村ではないような感じに聞こえてしまうので。

また、先ほど修文された市街化調整区域のところは、長くきちっと修文されましたので、「明日香地域においては市街化調整区域云々」というふうな感じで、「本地域においては」でもいいですけども、「子育て世代が明日香村に転入する動きが見られる」というのを先に言っていただいて、「一方」、「空き家バンクシステムも一定の効果をあげている」というような感じではいかがでしょうか。

先にそういう効果があるよということを書いて、「住みたくなる村になろうとしている」というさきがけがあるということを書いてから、「それを助けるシステムが一定の効果をあげている」と。「でもまだまだなんだ」というようなフレーズに替えていただいたほうが、表題に対しては合っているのではないかと思うんですけども。以上です。

【部会長兼委員長】 ありがとうございます。これをあとに持ってくるんですね、空き家バンクのほうをね。いきなりではなくて。それはどういうふうにいたしましょうか。

【事務局】 そういった形で修正させていただきます。

【部会長兼委員長】 だいぶ時間が押してまいりましたんですけども。

【H委員】 恐れ入ります。報告案を読ませていただいて日本語として若干気になった点2点に加え、もしできましたら2点お教えいただきたく存じます。

1点目は、3ページの7行目、「個々の方向性に基づく取組みの進捗状況は以下のとおり。」と止まっておりますが、「以下のとおりである。」としたほうが読みやすいかと存じます。

2点目は5ページの27行目からの文章ですが、主語がないように思いました。「明日香村交付金」が主語かと思いますが、明確にしたほうが分かりやすいように感じました。

お教えいただきたい1点目は、同じ5ページの13行目、「人口動態に関する実態を把握できていない」ということにつきまして、特に当面の施策としても対策が必要だということとは謳われておりませんが、それは必要ないのかという点についてご検討があったのかをお

聞きたく存じます。

もう1点は、10ページの3)23行目からの枠組みですけれども、この「枠組み」はむしろ「将来像」よりは「基本的な方向性」のほうがとも思いましたが、「将来像」というところに組み込んだ趣旨について、簡単にお教えいただけると幸いに存じます。

【部会長兼委員長】 はい、最初の。では事務局のほうで。

【事務局】 まず5ページ目の13行目、人口動態に関する実態は把握できておらずというところではありますが、審議会の議論の中でもここについては第1回目の明日香村で行ったときなんかいろいろご議論いただきました。

やはり若者が外に出ていっているということではあるんですけども、何歳代、どの世代が具体どれくらいといったところがなかなかつかめていないといったところで。つかみでの傾向は何となく分かるんだけどということでありましたので、こういう表現になっております。ご指摘のとおり、今後そういったことも把握に努めていくというのはそういう方向にあると思います。

【部会長兼委員長】 よろしゅうございますか。では次の枠組みのほうですね。10ページですね。もう一度質問の趣旨のところは私分らないので。10ページは、枠組みの入れ方が違うんじゃないかってことですか。

【H委員】 枠組みについては、将来像というよりはむしろ、基本的な方向性ないし具体的な諸施策の基本となるものとして位置づけたほうが、収まりがよろしいように感じたということでございます。

【部会長兼委員長】 11ページのほうに入れたほうがいいんじゃないかということですかね。

【事務局】 ここの意図としましては、大きく(1)と(2)に分けておまして、(1)が将来像、(2)が具体的につて言うか今後の継続した議論の方向性なので、大きな方向性ということなんですけれども、取組みのそのものの方向性っていうことです。

思いとしては、将来像という中に、1)の歴史的風土の捉え方だとか、2)の価値の捉え方、そういうものと並びで明日香のそういう制度そのものもどういうふうにしていく、していくというか求めるべきなのかというのを大きく4)とか5)とかの並びの中で枠組みつていうのを入れているというのが、ちょっとこれ説明になっているかどうかというのもあるんですけども。そういう意図で骨子のほうは整理させていただいていたということでありまして。

どちらかという(2)の将来的な取組みの基本的方向性については、現在第4次計画が歴史の展示だとか、歴史的風土の保存、景観の話、また農だとか観光だとかっていったことでの地域活力の向上や、国民啓発的な担い手の育成みたいな柱で具体的に進めておりますので、そういった流れの中での将来的な取組みの具体的な内容の今後の議論の方向性といったものを書かせていただいております、そこで大きく(1)と(2)に分けたということでもあります。

【部会長兼委員長】 よろしいですか。将来像なのでちょっと繰り返し。

大きな4ポツ自体が将来的な取組みということなので、その中の章立てなのでちょっと繰り返し出てきますけれども、あっちでもこっちでも枠組みのほうが出てくるということ。

大体の修正のほうはよろしゅうございますでしょうか。今日最後なので皆さん意見がたくさん、ありがとうございました。

文言を踏まえて、修正全部今日できなかつたところもありますので、この対応につきましては部会長兼委員長であります私のほうで、もう1度しっかり皆様のご趣旨を、意味を取り違えないように踏まえまして修正するというご一任いただけますでしょうか。

【一同】 異議なし。

【部会長兼委員長】 ではまたこの修正されたものにつきましては、皆様にご報告いたしまして、当部会の審議の結果として、今日の部会報告につきましては意味というか、大枠のところは議決されたものとして扱わせていただくということによろしゅうございますか。

ご異議がないようですのでそのようにさせていただきます。ありがとうございます。

これで、ちょっと修正はございますけれども、明日香村小委員会報告（案）並びに歴史的風土部会報告（案）に関わります審議は終了ということにさせていただきます。

これまでの審議を踏まえまして、奈良県と明日香村より一言いただければと思います。

最初、奈良県のほうからお願いいたします。

【F委員】 ありがとうございます。発言の機会をいただきまして、感謝申し上げたいと思いますけれども。

本日も含めまして、第4回まで本当に熱心にご議論いただきましたこと、小委員会の委員長はじめ皆様方に御礼を申し上げたいと思います。

日頃も私どもとしては明日香村についていろいろと議論をし、考えもきておりますけれども、ある意味幅広い観点で、いろんな議論をしていただきました。多くの気づきと言いますか、新しい視点というものを気づかせていただきました。

これは本当にこの小委員会に出席させていただいての良い成果ではないかというふうにも考えておりますので、本当に心から御礼を申し上げたいと思いますので、どうもありがとうございます。

都市局長はじめ国交省の皆さんには本当にお世話になりました。この4回までの間いろいろ調整いただいたり、それこそ報告書の作成についてもいろいろとご苦労いただいたというふうに思います。

また今年度の予算につきましても、明日香交付金、この議論を踏まえまして要望をいただいております。ぜひ確保ということでお願いをしたいと思っておりますし、引き続きまた明日香村のために県と一緒に頑張っていただけならなというふうに思っております。

県としては、今回の第4次の整備計画については、小委員会のほうでは総じて順調かなという評価をいただいたというふうに思っておりますけれども、県自身はやはり特に万葉文

化館の活用なり、飛鳥京苑池の整備についてはまだまだ不十分なところがあるという認識を持っております。どのように今後進めていくかについても既に議論を始めておりますけれども、積極的に頑張っていきたいとも思いますし、次の第5次の整備計画につきましても、具体的に検討していきたいというふうに考えております。

いずれにしても、明日香の歴史的な価値というものは、非常に皆様の中でも本日議論いただきましたけれども、重要であるという認識の下に頑張っておりますけれども、村民の皆さんの生活ということもまた我々にとっては重要なことでもありますので、ぜひ国、県、それから明日香村、そして皆様のご協力いただきながらある意味意欲的に、しかも計画的に取り組んでいきたいなと思っておりますので、皆様方のご支援を一層よろしく願いいたしまして御礼に代えたいと思っておりますので、本日はありがとうございました。

【部会長兼委員長】 ありがとうございます。続きまして明日香村のほうからお願いいたします。

【E委員】 ありがとうございます。

明日香村でございます。小さな村でありますのに、こういう形で国交省の皆様方をはじめとして各委員の先生方お集まりいただいて議論いただきました。

我々どうしても村の中で生活していると、村の中のことしか見えなくなっています。外から見える価値であったり、外からこういったような課題があるんじゃないかと言っただけのことってというのがなかなか機会が持ちにくいと思います。こういう形で細かく見ていただく機会っていうのは本当にありがたいなと思っております。

本日まとめていただきました方向性に関して、ちゃんと実現していくというのが我々のやるべきことでございます。

特に、今回将来の議論を入れていただくことになりました。皆様方の明日香をもっと長期的に見てやろうという心遣いであられたんだろうというふうに思っております。そこに関しては、それにちゃんと寄与できる地域になりたいと思っております。

明日香まるごと博物館をつくりますっていうのは、村の中の構想の中でよく謳っております。その中で働く従業員、あるいはまるごと博物館の展示する展示者、管理者になれるように村民の数もちゃんと維持していきたいと思っております。

最後に議論の中で出ました、生活環境基盤は、F委員も村民の生活が重要とおっしゃっておられましたけれども、もう少し新しい生活基盤のあり方もあるんじゃないかなというふうに思っております。

これは地方再生が議論されている最中ですし、人とかモノとか仕事の中で生まれてくるもんだと思っておりますので、その辺も含めて今後の議論の1つに加えていただいて、よりこの部分が実りのあるものになっていくよう、我々としても勉強させていただきたいと思っております。

本当に、皆様方には、現場にも来ていただき、そしてこういうご提案もいただくということに至りまして本当にありがとうございます。御礼を申し上げたいと思っております。

【部会長兼委員長】 ありがとうございます。委員の皆様にも本当にご熱心にご審議いただきましてありがとうございました。

これで明日香村小委員会のほうは置きまして、次に今後の歴史的風土部会の検討の事項や進め方などについて事務局のほうからご説明のほうお願いいたします。ちょっと時間が押していますので、短めをお願いいたします。

【事務局】 承知しました。それでは簡潔にご説明申し上げます。

資料6-1、6-2、6-3というところをご覧ください。今後の歴史的風土部会におきます検討につきまして、簡単に内容及びスケジュール感につきましてご報告を申し上げます。

まず6-1をご覧ください。A4横紙の部分です。今年の2月に諮問をさせていただいた内容で、大きく2つございました。1つは今いったん概ね取りまとめいただきました明日香村の関係でございます。

そしてもう1つございまして、今後の古都保存行政のあり方という部分でございます。中身に関しまして簡単にここに書いてございますが、歴史的風土を構成いたしますいわゆる林地の部分で最近の自然環境の変化ということで、マツ枯れやナラ枯れ等々いろんな変化が生じていることに対してどうすればいいのかといった辺り。あるいはそういった維持管理の部分、担い手が不足してきていることについてどうしていけばいいのかといったようなことが非常に問題になってきているということで、今後の古都保存行政について、どうしたらいいかというのを今後ご議論いただこうということになってございます。

さらに古都保存行政の理念というのは、今、古都は10都市でございまして、それ以外の都市でもいいものを保存するという理念というのは非常に大事だということで、平成20年に歴史まちづくり法というのができまして、古都保存行政の理念を継承いたしまして行政を行っているわけですが、それらにつきましても一定の、このペーパーは2月時点ですから「5年」と書いていますが、今で言うと6年ほど経過してございますので、今後の新しい展開の部分はどうするかといったところでご議論いただければというのが大きな趣旨でございます。

若干その中身を駆け足でご紹介いたします。資料の6-2をご覧ください。

資料6-2の1ページですが、これは古都保存法の概要でございます。これは言わずもがなだと思います。現行で10都市、昭和42年の法律に基づいて指定をしております。歴史的風土保存区域でありますと、届出、勧告制ですが、その中で都市計画として特別保存地区をつくれれば許可制による規制がかかると。あるいはその土地の買入という仕組みが出てくるというもので、その古都の歴史風土を守っていこうという法律でございます。

次おめぐりいただきまして、2ページでございます。現状の古都保存区域の状況でございますが、そこの上のほうの箱に書いてございますが、10都市で今、歴史的風土保存区域のほうで32地区、2万2千ha強でございます。さらにその中の枢要な部分ということで、都市計画で決められております特別保存地区が約8千8百haということで、詳細はその

下のほうに掲載をさせていただきます。

こういった現状の中で3ページでございますが、様々な問題が出てきておりまして、ここは一例でございます。10年ほど前からいわゆるナラ枯れ、マツ枯れといった害虫による被害が出てきておりますし、さらにシカなどによる鳥獣害というものも出てきております。さらには先ほども申しました、古都保存法に基づきまして土地を買い入れるという制度がございまして、その買入地の維持管理の部分でどうしていったらいいかというような様々な問題が発生してきておりまして、それらについて今後のあり方をご議論いただくということが主な課題となっております。

その右側でございます京都市さんの嵐山の小倉山再生プロジェクトは、その中でも地元を中心にある程度、対応についてうまく回り始めているような例でございまして、民間企業あるいは地元あるいは行政が一体となって山の再生に取り組んでいるといった事例でございます。こういったものにつきましても参考にしながら、今後ご議論いただければというふうに思っております。それが古都保存行政の部分でございます。

続きまして4ページ以降は、いわゆる歴史まちづくり法の部分でございます。先ほど申し上げましたとおり、その古都法の理念を全国展開するということで平成20年に法律ができておりまして、法の仕組みといたしましては市町村が歴史的風致の維持向上計画という計画をつくって文科省、農水省、国交省という3省共同で認定をいたしまして、それに対して国として支援をしていくというものでございます。

おめくりいただきまして主な概念図が5ページのところにイメージが載っております。基本的には文化財を中心に、これがコアの部分になりますが、それとさらにその周りのバッファの部分でそのコアを生かしたようなまちづくりをしていくといった取組みを支援していくと。

さらには単なるハードではなくてソフト事業、いわゆる祭事ですとか、伝統芸能ですとかといったものも含めて全体的な歴史的風致として認めて維持保存して向上していこうというものでございます。そういった取組みにつきまして、概ね6年ほど経ってございますが、6ページをご覧いただくと、全国で46都市が認定をされております。認定を受けた自治体さんからは非常に好評をいただいております。

7ページでございますが、一番直近で認定をされました大分県竹田市と福岡県の添田町では、市長さん御自身が出て来られて認定書の手交式をやっております。地元でもかなりマスコミにも取り上げていただけたといったような状況で、非常に効果があるということでございます。

例えばということで次の8ページでございますが、群馬県の甘楽町の例をご紹介します。甘楽町自体は歴まちの中でも最小の都市の1つかなと思われませんが、人口2万人弱ぐらいの町でありますけれども、そこに写真ございますような、建物の外観修景などをしまして、これは明治の建物ではありますけれども、そういったものの風合いを生かしながら、観光案内所あるいは観光拠点として使っていくというようなふうな活用をいただいております。

まして、非常に有効に使っていただいております。

次のページも事例でございます。9ページでございます。これは金沢市の例でございますが、その写真のほうで若干緑色がかった建物が検番事務所というものでございまして、芸妓さんが練習をする場所なのですが、これも大正の建物でしたけれどもそれを修復するとともに、せっかくだということで練習風景を観光客の方に公開しております。

伝統芸能であります芸妓さんの芸を一般の方にも、普通なかなかお目にかかることができないわけでありましてけれども、そういったものが観光客も含めて広くご覧いただけるようなことになって、その伝統産業の下支えというか、活性化というところにも建物修復がつながっているといったような事例でございます。

たまたま2つ出してございますけれども、それら以外にも今46都市ございます。それらも含めまして、次の10ページのところでございますが、昨年度に全体的な効果、成果の取りまとめをいたしております。

国交省のホームページのほうで掲載させていただいていますが、先ほどお示したような金沢ですとか、甘楽町といったような事例も含めて、こういった効果があったというのを取りまとめさせていただいて、公表をしているところでございます。

さらに11ページでございます。現状、今申し上げたような歴まちの進展がございまして、その自治体の方から非常に好評を得ているものですから、自治体のほうでブロックごとに、首長さんが集まってサミットとして意見交換をやったり、アイデアの交換や連携を深めるといったような取組みが自発的に行われております。

ここで色を塗っているようなところで昨年、その前ぐらいから行われて、その右側にありますのは今年度開かれた、あるいは2月の予定も含まれておりますけれども、全国的にはだいぶ、いわゆる歴まちサミットが広がってきているところでございます。

続きまして12ページですが、その一例でございます。左側が東北の歴まちサミットのピラでありますし、右側は近畿のほうの、歴まち関係の首長さんに集まっていたいただいた会議で、部会長にもご出席をいただいたものでございます。

こういった形で各地方ごとにいろいろ取組みをし、その啓発も含めてやっていただいているような状況です。

それで13ページでございます。今申し上げたような歴まちは、いろいろ自治体のほうでしっかり取組みを進めていただいているわけですがけれども、やはり今後展開を図っていく上で、例えば観光といった視点、当然大きな意味があろうかということで、例えば歴まちと観光の関係について参考までにお出しさせていただいてます。13ページのところで、いわゆるミシュランのグリーンガイドに、今46都市のうち、歴まちの24都市が星をいただいている、約半分ぐらいが観光としての認知もいただいているというご紹介でございます。

さらに観光という観点で14ページでございます。来年度の概算要求ということで、8月時点の要求資料でございますが、やはり観光の中で歴まちというのは非常に大きな役割があるんじゃないかということです。今、観光庁のほうで、広域観光周遊ルートというものを

つくろうとしています。いわゆる海外のお客さんのゴールデンルートというのがございますが、それ以外にもそういったメジャーな観光ルートをつくるという動きに合わせて、我々としても歴まちを中心にその受け入れ環境の整備をするような支援をしていきたいということで、今要求をしているご紹介でございます。こういうところで、観光とのリンクというのも今後いろいろな展開をしていこうということで考えております。

次の15ページは、これもご参考ですが、これは今年度から歴史景観資源になるような建造物について、いろいろご支援をするというような仕組みがございますのでご紹介しております。

さらに16ページでございます。これは歴まちだけではないんですけれども、歴まちに認定されていないところでも、歴史的な建物あるいは歴史的なものを守るという動きがそれぞれいろいろございまして、全国的な共通課題につきまして、モデル事業のような形で募集をいたしまして、取り組んでいただいた成果というのを全国に展開していくということをしておりますので、そのご紹介でございます。

これまで、3年間やっておりまして、今年度が3年目になるわけですけれども、例えば民間資金をいかに導入していくかと。また、やはり技術者、建物の修復をするような職人さんの育成というのはどうするのか。あるいはいわゆる技術の部分について、古い構造物に対して現代の工法でどうやって安くうまく効率的に修復ができるかといったような部分をいろいろ取組みを勉強いたしまして、出てきた成果を展開していくというようなことをやっておりまして、毎年報告会をしております。

次の17ページをご覧くださいますと、その今年度版の今調査をしている10件のご紹介ございまして、これも成果が取りまとまった段階で、恐らく2月になると思われますが、発表会という形で、どんどん展開をしていくということを考えております。

18ページは歴まちに戻りまして、現行46都市が認定済ですが、それ以外でまだ60都市ほど、歴まちを今後やっていきたいという意向があるということでお答えいただいております。まだまだこれからどんどん広がっていくのかなというふうに期待をしているところでございます。こういったものが今の歴まちの現状でございます。

では歴史的風土部会としてどうするかということ、資料6-3に基づいてご説明をいたします。A4の縦紙でございます。

スケジュール感でございます。今この6-3の図で、真ん中のほうに明日香村小委員会というのがございまして、これが今概ね全体で取りまとめたいただきました。

一番右のほうに、古都保存関係ということで、古都保存小委員会(仮称)とございまして、ちょっと名前はどうかあれですが、今申し上げたような、古都保存行政全般に関わるような課題につきまして、また別途小委員会的なものを立ち上げてその中で集中的にご議論をいただきたいと考えております。

その際に、今申し上げました歴史まちづくりの部分につきましても、現状で何か困っているということではないんですけれども、やはり古都の理念を全国展開するのが歴まちだと

いうことで、当然、今後関わっていくこともあろうかと思しますので、その辺りは連携をしながら、この古都の新しい小委員会のほうでまたご議論、必要に応じてしていただくということで考えております。

ということで今後の歴史的風土部会の進め方でございます。駆け足で申し訳ございません。以上でございます。

【部会長兼委員長】 ありがとうございます。ただいまのご説明に関しまして、ご意見ございましたらお願いいたします。

じゃ私のほうから1つ。今、46都市ということで素晴らしいんですが、最終のページ18ページの中に、あと60ぐらいということなんですが。この中でもいろんな温度差というか、まだレベルはあると思うんですけども、大体次なる認定候補というのはこの中で言いますといくつかありますか。ABCぐらいで分けますと。それはみんな同じようなレベルで進んでおりますんですか、それとも。

【事務局】 18ページの表でいきますと、下線を引いてあるところが現状で、こちらと事前相談という形でいろいろ具体的にご相談をいただいているところでございます。

それ以外のところは希望はあるんだけど、まだ具体的なご相談というところまではいってないというところで行きますと、その下線を引いているところが次のグループになるかということでは考えております。

【部会長兼委員長】 下線以外のところは感触というのはどんな。お話しがちょっとあるっていうのと、あげようかなあげまいかなっていうのも含めてのところが載っているっていうことですね。

【事務局】 それも含めての状況でございます。

【部会長兼委員長】 ありがとうございます。何かご意見ご質問ございますでしょうか。今後の進め方について、何かご意見とかご質問、特にございますかね。

【I委員】 歴まちの資料がありますが、歴史的な街区、歴史的な建物というのは大層行動しづらい構造になっていますが、バリアフリーであるとか、ユニバーサルサービスという視点は最初から取り込まれているのでしょうか。そういう改善の事例というのはあるのでしょうか。

【事務局】 いろんな認定都市で様々な取組みが行われております。どちらかと言うと、文化財までにはならないけれども、古い古民家だとか町屋だとかっていう建物は非常に中間的な意味での大事さがあるということで、歴史的建造物としてこの法律に基づいて指定をして、補助なんかをして修理をしているという中で、もちろん先生がおっしゃったような、バリアフリーだとか耐震改修だとかそういった改修もしながら、引き続きお住まいになられたりだとか、また店舗として新しい活用をしていくとか、そういった取組みが各地でなされております。

そういう中で先ほど資料の説明でも、歴史的風致維持向上推進等調査ということで、16ページのところにもありますけれども、例えばこの一番右側の伝統工法と現代工法の組合

せによる歴史的建造物保全システムということで、ここでは石橋の構造についての検証ということでやっておりますけれども、その他の事例でも、例えば古い蔵を改修するに当たって、伝統工法でやってしまうとどうしても費用もかかりますし、工期的な年数も非常にかかってしまうと。

なかなか所有者のご負担もいただけないという中で、簡易的に歴史的な価値も守りながら、例えば全部を土で塗るのではなくて、おがくずみたいなのをうまく使ったような断熱性のあるようなものを入れる形で、見た目は最後漆喰仕上げしますので同じような形になるような、そういう伝統の良さと現代的なそういう使いやすさを兼ね備えたような工法の開発なんかもやっております、そういう中で今おっしゃったような、バリアフリーだとかそういうことを調査の中で取り組んだりしておる状況でございます。

【部会長兼委員長】 よろしゅうございますか。ありがとうございます。ほかに。

【A委員】 平成26年度から始められた集約促進のほうの推進事業のほうでございますが、こちらは事業者が地方公共団体と民間ということで、民間が実施する場合、地方公共団体の補助に対して補助を行うということで書かれているんですけども、これについては始まったばかりということもあり、どういうふうに周知というか、どういう経路で、この促進事業に手を挙げるといふところを募集してらっしゃるのかということについて。また今後どういうふうになさるおつもりかということについてお聞きしたいと思っております。

【部会長兼委員長】 事務局のほうお願いします。

【事務局】 まず周知につきましては、各自治体さんのほうに当然まず周知をさせていただきます。希望がないかということをお聞きしております。また、民間の方にもということでございますが、講演会ですとか、シンポジウムとかといったときにもご紹介をいたしまして、ぜひ使ってくださいということではお願いをしております。

今後につきましても、27年度につきましても、今、要求をしているところでございますので、認められればですけども、引き続き周知をしてご利用いただくような形で考えております。

【A委員】 現状で何件ぐらいというのは、26年度。

【事務局】 実はこの制度がいわゆるコンパクトシティの関連ということで、立地適正化計画を前提としておりますが、まだその立地適正化計画のほうなかなか進んでいないということで。数件ぐらいの件数が挙がっているという状況です。

【A委員】 やはりそうですか。分かりました。

【部会長兼委員長】 ありがとうございます。推進調査で、発表会も見させていただきました。大変いろんな工夫をされておりました参考になると思っておりますので、ぜひ全国展開していただいて、これが広がっていくようにこれからもよろしくお聞きしたいと思っております。

またこの担い手の人たちをどう育成するのかというのも、随分工夫されておられますので、いろいろのヒントになろうかと思っております。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。それではまた来年度からの、2

7年度からに向けて、またこの歴史的風土部会、新たにさらに進めていただきたいと思います。

それでは、本日の議事のほうはこれで終了いたしました。私、今日ここで一言ご挨拶をさせていただきますと思います。私、歴史的風土部会の委員としまして約9年、来年度で10年目を迎えるんですけれども、まだ任期は来年の2月末でしたか、ぐらいまで委員としては部会長としても任があるんですけれども、部会長としてまた明日香村小委員会の委員長としてのご挨拶は今日で最後になりますので、一言だけご挨拶させていただきますと思います。

まず明日香の小委員会のほうですけれども、ほんとに皆様のご熱心な審議で、今日ある程度の取りまとめ、報告案のほうまとめができて、ありがとうございます。ほんとに厚くお礼申し上げます。

いろんな経過の中でやってきたわけです。ぜひ将来的な方向としまして、明日香村の村民の方々が歴史的風土の保存の担い手であるという自覚の中で、アイデンティティだとか誇りだとかほんとに重要だと思いますのでそれを持てるような方向でお願いしたいと思います。

議論の中で特に万葉集の世界を取り込むことによって、新たな価値の創出をするという今まで余りされていなかった議論も随分いただきました。

また明日香村は日本の国家的な意義として、どういう意義と意味を持つのかというのを絶えずこれからの施策の中でも問いかける視点をぜひ忘れないようにしていただきたいと思います。いろいろな明日香村の様々な価値をさらに増やしながら検証いただきたいと思っています。

ぜひ国交省と奈良県と明日香村と、日本国民の明日香村でもありますので、みんなの明日香村でもありますので、ぜひ一緒になって、この委員会でいただいた意見を踏まえて今後もさらなる国家事業として、さらに進めていただきたいと思います。

明日香村が、律令体制をつくった国家の統治の歴史そのものの意義というのを土台に置きながら進めていただきたいと思います。

それから歴史的風土部会について今もお聞きしております、46の都市が歴まち法で認定されて、さらなるエントリー組がまだ60あって100いくつになろうとするのは、ほんとに深い感慨とともに聞いておりました。

そしてその前提であります古都保存の行政についてなんですが、古都保存行政というのは日本の歴史そのものでもございます。又、世界がグローバル化していく中でほんとにこれは大切な施策だと思います。

歴史的風土を構成する自然的な環境の変化への対応や、維持管理の担い手の確保、これが課題としてはございますけれども、ぜひ古都保存行政のあり方については検討を今後、日本のアイデンティティである古都を守り、どう継承していくのかという視点で、国土交通省だけでなく、農林行政とか文化財行政との連携の中でぜひ「チーム日本の心」といいますか、

そういうチームで国家事業としてさらに取り組んでいただきたいと思います。

歴まち法につきましては、この法律をつくることから私も委員として参画させていただきました。歴まち法ができてから5年ということですが本当にいろいろな努力の結果が形となって出てきていると思います。今後とも景観や観光施策との連携の中で、新しい展開の検討もやっていただきたいと思います。歴史的なまちの佇まいや雰囲気を守っていくというだけではなく歴史まちづくりの行政というのは日本人の心、精神性、美意識、日本の良さを残していく取組みなんだということを忘れないでほしいと思います。

日本の四季折々の、生活を大切にしていくという暮らし方の中で、日本人が穏やかでお互いに尊敬、尊重し合いながら礼儀正しく助け合っていくという、そういうものが歴史的なまちには息づいております。そしてこれからも受け継がれていってほしいし、そういった歴史を背負って今まで来ていると思います。

歴史まちづくり行政を特に主体的に担うのは自治体です。その自治体がこの歴まちの意義と意味を、国交省と農林水産省、文化庁、一緒にこれも「チーム日本の心」として進めて頂きたい。こういう法律はなかなか国交省の中でもめずらしい法律でして、この法律をつくりましたとき、いろいろな方々のご尽力で出来ました。これは国交省の「宝物」のような法律ですと、当時の櫻井先生がおっしゃっていたのを今でもよく覚えております。

認定された自治体が、これを再認識し、ぜひ全国版に、全国サミットにまで持って行って欲しいです。各地域でもサミットが地方整備局を中心に行われておりますが、ぜひ全国的に広めることを願っております。

これは、私の期待でもあり、お願いでもあります。私だけでなく歴代の歴史的風土部会の歴代の部会長の悲願でもございます。ぜひ全国の、北は北海道から南は九州、沖縄、石垣までこの日本の国土の文化や歴史が未来に繋いでいきますように、そういったものが引き継がれていきますように、そして委員の皆様方にも引き続きこの運動を発展していただけてますことをお願いしたいと思います。

最後に、改めてお礼申し上げます。私はこういった専門家の学者でもありませんし、専門家でもないんですが、10年に及びまして委員をさせていただきましたことに、ほんとに感謝しております。拙い部会長でございましたけれども支えてご協力いただきましたこと皆様に心から御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

まだ来年ももう少し部会長をやっておりますので、最後までしっかり明日香の修正案は出したいと思っております。

それでは事務局のほうに進行のほうお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】 ありがとうございました。明日香村小委員会の専門委員の皆様には、国交大臣からの諮問事項である、明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか、について専門的な見地から約7か月間にわたり、精力的にご審議をいただきましてまことにありがとうございました。

今後は社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則第3条第5項に基づき、

議決された小委員会報告の都市計画・歴史的風土分科会長への報告をもって、明日香村小委員会は解散となり、専門委員の3名の方は任期満了となります。重ねて厚く御礼申し上げます。

また、委員及び臨時委員の皆様方におかれましては、引き続き、古都保存及び歴史まちづくりに係る検討につきまして、よろしくお願い申し上げます。

なお西村臨時委員におかれましては、前の会議が長引いたということで、今回ご欠席となりました。定足数上は問題ございません。

それでは最後に、私どもの都市局長から、委員の皆様方に一言ご挨拶をさせていただきます。

【都市局長】 委員の皆様方におかれましては、本日はご多忙のところ遠方よりお集まりいただきまして感謝申し上げます。また、これまで長期間にわたりまして活発なご議論をいただき、重ねて感謝申し上げます。

小委員会におきましては、現在の第4次整備計画の期間である平成31年度までの取組みにつきまして、明日香村交付金を継続拡充した上で、基本的に現計画の方向性を継続することと合わせ、それ以降の中長期的な取組みにつきましても次期整備計画の策定までの間に、さらに議論を進めるべきとのご指摘をいただきました。その際、万葉集の再評価による明日香村の価値の創出や、歴史的風土の担い手としての村民の誇りの醸成など、幅広い観点から貴重なご意見を頂戴いたしました。

取りまとめていただきました本報告を踏まえまして、明日香村における良好な歴史的風土の保存と住民の皆様様の生活の調和が図られるよう、国交省としても奈良県と協力して、明日香村の取組みを最大限支援して参ります。

既に10月には奈良県の主催によりまして、県、村、国の実務担当者レベルの連絡会議が設置され、今後に向けた議論を開始したところでございます。引き続きしっかり努力して参ります。

本日で明日香村小委員会としての審議はいったん終了させていただきまして、今後は歴史的風土部会として今後の古都保存行政の新たな展開について検討を進める予定でございます。歴史的風土部会の委員の皆様方におかれましては引き続きご協力をお願いするとともに、古都保存行政につきまして、一層のご理解、ご支援を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【事務局】 ありがとうございます。

それではこれもちまして、合同会議のほうは閉会いたしたいと思っております。

なお、本日の資料ですけれども大部でございます、机の上にそのまま置いていただければ後日こちらのほうから送付させていただきますので、置いておいていただければと思います。本日はありがとうございます。